

正 誤

令和五年八月四日（号外第百六十四号）外務省告示第三百二十六号（国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件）（原稿誤り）

二ページ改正後欄中七行目の次に次を加える。

平成月日：1983年

ページ段 行 誤 正

令和五年八月一日近畿地方整備局告示第百十九号（都市計画に関する件）（原稿誤り）

七下 終りから 五 七月十四日 八月一日